



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所 経済部 労働雇用政策室
TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-4309-2315

『東大阪市若年者等トライアル雇用支援金』のお知らせ

東大阪市では、国（ハローワーク）のトライアル雇用を実施している市内事業所の事業主の皆さまにトライアル雇用支援金を支給しています。

1. 受給できる事業所（事業主）
市内事業所の事業主の方で、国のトライアル雇用助成金の支給を受けている方
2. 対象となる労働者 市内在住で次のいずれかに該当する方
 - ①障害者
 - ②離職又は転職を繰り返している者
 - ③直近で一年を超えて離職している者
 - ④ニートやフリーター等で45歳未満の者
 - ⑤その他就職の援助を行うにあたって特別の配慮を要する者
3. 支給期間 雇用した日から最高で3ヶ月間支給します。
4. 支給金額 対象労働者1人につき月額20,000円支給します。
5. 申請期間 国のトライアル雇用助成金支給決定後、2カ月以内に申請してください。

『東大阪市障害者雇用奨励金』のお知らせ

東大阪市では、障害者を常用労働者として雇用する市内事業所の事業主の皆さまに雇用奨励金を支給しています。

1. 受給できる事業所（事業主）
ハローワーク等の紹介で、市内に住所を有する障害者を常用労働者として雇用し、次に掲げる要件のいずれかに該当する市内事業所の事業主
 - I 国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給を受け、受給期間終了後も継続して同一の障害者を常用労働者として雇用する事業主
 - II 適応訓練または障害者職業能力開発訓練施設等を修了した障害者を常用労働者として雇用する事業主
2. 支給期間 最高で12ヶ月間支給します。
3. 支給金額 雇用した障害者1人につき月額15,000円支給します。
4. 申請期間
 - I の場合は、特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間が終了した日から2カ月以内に申請してください。
 - II の場合は、雇用した日から2カ月以内に申請してください。

☆★様式は、ウェブサイトからダウンロードすることができます★★

東大阪市のウェブサイトより→各課一覧→経済部 労働雇用政策室→事業主支援にアクセスしてください。

URL http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/10-4-0-0-0_2.html

東大阪市経済部労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846